

「水明園短期入所生活介護事業所」 「みよしの短期入所生活介護事業所」重要事項説明書

【令和8年 4月 1日】

当施設は介護保険の指定を受けています

- ・ 水明園短期入所生活介護事業所
(介護予防)短期入所生活介護 (指定 第 3471900104 号)
- ・ みよしの短期入所生活介護事業所
(介護予防)短期入所生活介護 (指定 第 3471900732 号)

当施設はご利用者に対して、(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

〔目次〕

1.	事業所運営法人	2 ページ
2.	水明園短期入所生活介護事業所	2～4 ページ
(1)	事業所の概要	2 ページ
(2)	職員配置状況	3 ページ
(3)	サービスの内容	3～4 ページ
3.	みよしの短期入所生活介護事業所	4～6 ページ
(1)	事業所の概要	4 ページ
(2)	職員配置状況	5 ページ
(3)	サービスの内容	5～6 ページ
4.	サービス利用料金のお支払い方法	6 ページ
5.	契約の終了について	6～7 ページ
6.	苦情の受付について	7～8 ページ
7.	事故発生時の対応について	8 ページ
8.	個人情報の使用について	8 ページ
9.	身体拘束について	8～9 ページ
10.	高齢者虐待防止について	9 ページ
11.	ハラスメントへの対応	9 ページ
—	重要事項説明書付属文書	10～12 ページ

1. 事業所経営法人

1	法人名	社会福祉法人 水明会
2	法人所在地	広島県三次市南畑敷町 441 番地
3	電話番号	0824-62-2841
4	代表者氏名	理事長 富士原 久雄
5	設立年月日	昭和 34 年 11 月 30 日

2. 水明園短期入所生活介護事業所

(1)事業所の概要

【短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護】

	事業所の種類	指定(介護予防)短期入所生活介護事業所【指定 第 3471900104 号】	
2	開設年月	短期入所生活介護 平成 12 年 3 月 17 日 介護予防短期入所生活介護 平成 18 年 4 月 1 日	
3	事業所の目的	居宅において(要支援)要介護状態にある高齢者等に対し、適切な(介護予防)短期入所生活介護を提供することを目的とします。	
4	事業所の名称	水明園短期入所生活介護事業所	
5	事業所の所在地	広島県三次市南畑敷町 441 番地	
6	電話番号	0824-62-2841	
7	施設長(管理者)氏名	児島 清志	
8	当事業所の運営方針	- 事業所の(介護予防)短期入所生活介護従業者は、(要支援者)要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。 - 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。	
9	通常の事業の実施地	三次市及び庄原市の一部地域(高茂町、木戸町、水越町、平和町)	
10	営業日及び時間	営業日	年中無休
		送迎サービス対応時間	毎日 8:30～17:30
		サービス提供時間	毎日 24 時間
11	利用定員	14 名 (個室 1 多床室 13)	

(2)職員配置状況(令和6年4月 1 日現在)

【短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護】

主な職員の配置状況

※職員の配置については、指定基準を遵守しています

	従業者の職種	員 数	区分	
			常勤	非常勤
1	施設長(管理者)	1	1	
2	介護職員	22	19	3
3	介助職員			
4	看護職員			
5	機能訓練指導員			

主な職種の勤務体制

	職種	勤務体制	
1	介護職員	早出①	7 : 00 ~ 16 : 00
		早出②	8 : 00 ~ 17 : 00
		日勤	8 : 30 ~ 17 : 30
		遅出①	10 : 00 ~ 19 : 00
		遅出②	12 : 00 ~ 21 : 00
		夜勤	21 : 00 ~ 7 : 00
2	看護職員	早出	8 : 00 ~ 17 : 00
		日勤	8 : 30 ~ 17 : 30
		遅出	9 : 30 18 : 30
3	生活相談員	日勤	8 : 30 ~ 17 : 30

(3)サービスの内容

《契約書第3条・第4参照》

① 基本サービス

1	入浴	- 入浴又は清拭を行います。寝たきりの方でも機械浴槽(ストレッチャー浴)を使用して入浴することができます - 入浴は毎週月曜日から土曜日まで行います
2	排泄	ご利用者の排泄の介助を行います
3	レクリエーション	ご利用者の心身等の状況に応じて、いろいろなゲーム、創作、音楽、運動、調理などの活動を行います
4	その他自立への支援 日常生活上のお世話	- 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します - 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します - 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します

② 加算サービス

加算サービスについては、別紙「利用料金表」にてご確認ください。

③ その他のサービス

その他のサービスについては、別紙「利用料金表」にてご確認ください。

3. みよしの短期入所生活介護事業所

(1) 事業所の概要

【短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護】

1	事業所の種類	指定(介護予防)短期入所生活介護事業所【指定 第 3471900732 号】	
2	開設年月	(介護予防)短期入所生活介護 平成 19 年 6 月 1 日	
3	事業所の目的	居宅において(要支援)要介護状態にある高齢者等に対し、適切な(介護予防)短期入所生活介護を提供することを目的とします。	
4	事業所の名称	みよしの短期入所生活介護事業所	
5	事業所の所在地	広島県三次市南畑敷町 419-1 番地	
6	電話番号	0824-65-0843	
7	施設長(管理者)氏名	児島 清志	
8	当事業所の運営方針	短期入所生活介護 - 事業者は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。 - 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。 介護予防短期入所生活介護 - 事業所は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。 - 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。	
9	通常の事業の実施地	三次市及び庄原市の一部地域(高茂町、木戸町、水越町、平和町)	
10	営業日及び時間	営業日	年中無休
		送迎サービス対応時間	毎日 8:30～17:30
		サービス提供時間	毎日 24 時間
11	利用定員	18 名	

(2) 職員配置状況（令和6年4月1日現在）
【短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護】

主な職員の配置状況

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	従業者の職種	員数	区分	
			常勤	非常勤
1	施設長(管理者)	1	1	
2	介護職員	27	24	3
3	介助職員	1		1
4	看護職員	1	1	
5	機能訓練指導員	1	1	

主な職種の勤務体制

	職種	勤務体制	
1	介護職員	早出①②	7 : 00 ～ 16 : 00
		早出③(多床室)	7 : 30 ～ 16 : 30
		早出③(多床室以外)	8 : 00 ～ 17 : 00
		日勤(従来型個室)	8 : 30 ～ 17 : 30
		日勤(従来型個室以外)	9 : 00 ～ 18 : 00
		遅出①	10 : 00 ～ 19 : 00
		遅出②	12 : 00 ～ 21 : 00
		夜勤	21 : 00 ～ 7 : 00
2	看護職員	早出	8 : 00 ～ 17 : 00
		日勤	8 : 30 ～ 17 : 30
		遅出	9 : 30 ～ 18 : 30
3	生活相談員	日勤	8 : 30 ～ 17 : 30

(3) サービスの内容

《契約書第3条・第4条参照》

① 基本サービス

1	入浴	- 入浴又は清拭を行います。寝たきりの方でも機械浴槽(ストレッチャー浴)を使用して入浴することができます - 入浴は毎週月曜日から土曜日まで行います
2	排泄	ご利用者の排泄の介助を行います
3	レクリエーション	ご利用者の心身等の状況に応じて、いろいろなゲーム、創作、音楽、運動、調理などの活動を行います

4	その他自立への支援 日常生活上のお世話	・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します
---	------------------------	--

② 加算サービス

加算サービスについては、別紙「利用料金表」にてご確認ください。

③ その他のサービス

その他のサービスについては、別紙「利用料金表」にてご確認ください。

4. サービス利用料金のお支払い方法

《契約書第 6 条参照》

お支払い方法については次の通りとします。

お支払い方法	原則、ご利用者が指定する預金口座より口座振替によるお支払いとします。 但し、ご利用者のご都合等を考え、現金払いでのお支払いも可能です。	
	口座振替によるお支払い	現金でのお支払い
請求方法	ご利用された月の末締めで、翌月に請求書を送付いたします。 (ご希望があれば、請求書送付先を変更できます。)	
引落日及び 支払日	ご利用者が指定した金融機関から、翌月 26 日(金融機関の休日の場合は翌日)に引落しを行います。	翌月の末までにお支払いいただきます。
手数料	原則、指定日の引落しにかかる手数料は当法人が負担します。但し、それ以外にかかる手数料はご利用者のご負担となります。	
その他	初回利用月分は、翌月のご利用月分と併せて、翌々月の引落しとなります。	
	当会の他事業所を併せてご利用の場合は、それらのご利用料金を合算したものが請求されます。	

5. 契約の終了について

《契約書第 15、16、17 条参照》

事由がない限り、通所介護サービス、介護予防通所介護サービス及び短期入所生活介護サービス、介護予防短期入所生活介護サービスを、ご利用することができますが、下記の事項に該当する場合には、当事業者との契約は終了し、ご利用していただくことができません。

1	要支援、要介護認定により、ご利用者の心身の状況が『非該当』と判断された場合。
2	事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
3	事業所の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
4	事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
5	ご利用者から中途解約・契約解除の申し出があった場合。【詳細は以下をご参照下さい】
6	事業者から契約解除の申し出があった場合。【詳細は以下をご参照下さい】

(1)ご利用者からの中途解約・契約解除の申し出

《契約書第 17、18 条参照》

契約の有効期間であっても、ご利用者から中途解約・契約解除を申し出ることができます。解約を希望される場合には、解約希望日の 3 日前までに解約届出書を提出ください。但し、以下の場合には即時

に契約を解約・解除し、当該サービスの提供を終了することができます。

①	運営規程の変更に同意できない場合。
②	介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
③	ご利用者が入院された場合。
④	ご利用者にかかわる居宅サービス計画及び介護予防支援計画が変更された場合。
⑤	事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定居宅サービス及び指定介護予防サービスを実行しない場合。
⑥	事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
⑦	事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
⑧	他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(2) 事業者からの契約解除

《契約書 19 第条参照》

以下の事項に該当する場合には、当該サービスの提供を終了することがあります。

①	ご利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
②	ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
③	ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

6. 苦情の受付について

《契約書第 22 条参照》

(1) 苦情の受付窓口

サービスに関する苦情やご相談は、次の窓口で対応します。

(1) 水明園短期入所生活介護事業所

苦情受付窓口: 松岡美保子(主任介護職員) 上里由美(副主任相談員)

住所: 三次市南畑敷町441番地

電話番号: 0824-62-2841 FAX: 0824-62-1936

(2) みよしの短期入所生活介護事業所

苦情受付窓口: 升國周平(主任介護職員) 宮尾ゆかり(相談員)

住所: 三次市南畑敷町 419-1

電話番号: 0824-65-0843 FAX: 0824-65-0855

(3) 三次市福祉保健部 高齢者福祉課 介護保険係

住所: 三次市十日市中二丁目 8 番 1 号

電話番号: 0824-62-6387

(4) 広島県国民健康保険団体連合会

住所: 広島市中区東白島町 19 番 49 号「国保会館」

電話番号: 082-554-0783 FAX: 082-511-9126

(2) 苦情対応の手順

ご利用者又はご家族等により苦情を受付けた場合は、以下の手順に従って対応します。

①	常設の窓口担当者である職員又は第三者委員が、ご利用者等から苦情を聴取します。
②	苦情の内容を把握した後に、原則、当該事業所の管理者及び苦情受付担当者で対応しますが、苦情の内容によっては下記により対応します。 (i) 事業所内会議(第三者委員からの助言指導) (ii) 担当の介護支援専門員との連絡、調整 (iii) 関係機関(市町村、国保連を含む)との連携、調整及び協力
③	苦情に対する対応方法が決定したら、ご利用者又はご家族等へその内容を報告します。又、関係機関と連絡・調整をとったものに関しては、当該関係機関へも報告します。

7. 事故発生時の対応について

(1) 事故が発生した場合の緊急対応

サービス提供等により事故が発生した場合は、速やかに下記により対応します。

①	怪我や病気の悪化の場合は、主治医・看護師に連絡し状況の説明を行います。
②	ご利用者のご家族又は身元引受人に連絡し、状況の説明を行います。
③	市町村に事故の状況を連絡するとともに、必要な対応について指導・助言を受けます。
④	事故の原因の解明と再発防止策を講じます。

(2) 損害賠償について

損害賠償の対象となる場合は、加入している保険会社と連携し、手続きを迅速に行います。

8. 個人情報の使用について

《契約書第 10 条参照》

当事業所は、ご利用者及び家族等の個人情報について、次にあげる利用目的のため使用、提供、又は収集させていただきます。

(1) 利用目的

- ① ご利用者にかかわる介護計画(ケアプラン)を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議(ケアカンファレンス)での情報提供のため
- ② 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体(保険者)、その他社会福祉団体等との連絡調整及び事務手続きのため
- ③ ご利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合
- ④ ご利用者の利用する事業所内のケース会議のため
- ⑤ 掲示、掲載、配布物、行事等で必要な場合
- ⑥ その他サービス提供で必要な場合
- ⑦ 上記各号にかかわらず、緊急を要する時の連絡等の場合

(2) 使用条件

- ① 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供にかかわる目的以外で決して利用しない。又、ご利用者とのサービス利用にかかわる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- ② 個人情報を使用した会議内の内容や、相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

9. 身体拘束について

《契約書第 9 条参照》

当事業所は、原則として利用者の自由を制限するような身体拘束を行いません。ただし緊急やむを得ない理由により拘束を実施する場合には事前に利用者又は家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、

拘束が必要な理由、様態及び時間、利用者の心身の状況について記録します。

緊急やむを得ない場合に行われる身体拘束とは、次の3つの要件をすべて満たした上で実施します。

- ① 利用者又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

また、身体拘束等の適正化のために次の措置を講じます

1. 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底します
2. 身体拘束等の適正化のための指針を整備します
3. 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します

10. 高齢者虐待防止について

《契約書第9条参照》

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者； 児島 清志(水明園・みよしの施設長)
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. ハラスメントへの対応

《契約書第19条参照》

当事業所では、すべての利用者に「安心して介護サービスを利用できる環境」、職員には「安心して働けやすい職場環境」の確保に努めております。

そのため、利用者又は家族等からの言動のうち、下記のような社会通念上相当な範囲を超えるとみなされるものについては、サービスの中止や契約を解除する場合があります。

＜契約解除の具体例＞

- ① 暴力又は乱暴な言動
 - ・物を投げつける、故意に壊す
 - ・刃物を向ける、服をきつく引っ張る・引きちぎる、殴る、蹴る 等の暴力
 - ・怒鳴る、奇声、大声を発する 等
- ② セクシャルハラスメント
 - ・職員や他の利用者の体を触る、手を握る、腕をひっぱり抱きしめる 等
 - ・卑猥な言動 ・性的な写真を見せる 等
- ③ カスタマーハラスメント(職員へのハラスメント)
 - ・大声での叱責や威圧的な言動
 - ・人格を否定するような発言や差別的な言動
 - ・業務の範囲を超えた過度な要求(無理な要求、対象範囲外のサービスの強要 等)
 - ・長時間にわたる執拗な要望やクレーム
 - ・個人情報や何度も尋ねる(自宅住所や電話番号等)
 - ・ストーカー行為 等

なお、介護サービスに関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、これまでどおり誠意をもって対応いたしますので、遠慮なくお申し出ください。

《重要事項説明書付属文書》

1. 併設事業

当事業所では次の事業を併設して実施しています。

名称	指定番号	定員
養護老人ホーム水明園	—	50 名
水明園(介護予防)特定施設入居者生活介護	3471900690 号	
水明園(介護予防)訪問介護事業所	3471900708 号	—
特別養護老人ホーム水明園	3471900112 号	30 名
特別養護老人ホームみよしの	3491900035 号	29 名
デイサービスセンター水明園	3471900096 号	30 名
水明園居宅介護支援事業所	3471900039 号	—
在宅介護支援センター水明園	—	—

2. 事業所の周辺環境

当事業所は、三次市の市街地に位置し、病院、商店、駅、バス停等近くにあり利便性に富んでおり、幹線道路から近く、また閑静な環境の中にあります。

3. サービス提供における事業者の義務

《契約書第 9、10 条参照》

当事業所は、ご利用者に対してサービス提供をするにあたって、次のことを守ります。

①	ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
②	ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご利用者から聴取、確認します。
③	非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して定期的に非難・救出その他必要な訓練を行います。
④	ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
⑤	ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2 年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
⑥	事業者及びサービス従事者または職員は、サービスを提供するにあたって、知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)但し、ご利用者に、医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。尚、これらについては、水明会個人情報に関する運営規定により取り扱います。

4. 施設・設備の使用上の注意

《契約書第 11 条参照》

①	居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
②	ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上、必要があると認められる場合には、ご利用者の居室に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
③	故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
④	ご利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、ご利用者及びご家族と事業者との話し合いにより、施設、設備の利用方法等を変更できます。

5. 事業所利用の留意事項(利用者の禁止行為)

《契約書第 12 条参照》

当事業所のご利用にあたって、快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

ご利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

危険物、調理器具、ペット等の動物など、事業所内に持ち込むことが不適切と思われるもの。

(2) 喫煙

施設内での喫煙はできません(全館禁煙)。

(3) 迷惑行為

当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(4) 面会

面会時間は、8:30～17:30 となっています。それ以外の時間帯の面会は事前にご連絡ください。

来訪者は、必ずその都度、事務所入口にて面会簿に記入の上、事務所職員にお渡しください。

6. 損害賠償について

《契約書第 13、14、15 条参照》

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状態を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

社会福祉法人水明会が開設する（介護予防）短期入所生活介護サービスの開始にあたり、
契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

令和 年 月 日

事業者

住 所 三次市南畑敷町4 4 1 番地
事 業 者 名 社 会 福 祉 法 人 水 明 会
代表者氏名 理 事 長 富 士 原 久 雄

説明者

職 名 _____
氏 名 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から（介護予防）短期入所生活介護サービスについて
重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住 所 _____
氏 名 _____ 印

契約者（同意者）

住 所 _____
氏 名 _____ 印

利用者との続柄 _____

1. 介護保険の対象サービス

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当施設のサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額と設定します。

介護保険の対象サービスは、個人所得等により自己負担割合が決まります。

以下の金額は、自己負担割合が1割の場合(介護保険給付額 9 割を差し引いた差額分)を記しています。

※所得の状況によって、自己負担割合が 2 割又は 3 割となる場合もあります。

詳しくは各市町にご確認ください。

2. サービス料金

1)介護保険 給付対象部分【水明園・みよしの 共通】

①基本料金【多床室・従来型個室 共通】

● <短期入所生活介護>

※介護保険給付対象利用料金が 1 割負担の場合

1 日あたり 【単位:円】					
要介護区分	介護 1	介護 2	介護 3	介護 4	介護 5
基本サービス利用料金	603	672	745	815	884

● <介護予防短期入所生活介護>

※介護保険給付対象利用料金が 1 割負担の場合

1 日あたり 【単位:円】		
要介護区分	支援1	支援2
基本サービス利用料金	451	561

②各種加算サービス および 料金【水明園・みよしの 共通】

※下記の加算のうち、事業所の職員体制やご利用者の心身状況等に合わせて、該当する項目について算定させていただきます。

1	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ) <u>22円/日</u>	次の①を満たした上で、②に適合する場合 ① ・介護職員の総数のうち、介護福祉士が80%以上配置されている場合 または、 ・介護職員の総数のうち、勤務年数10年以上の介護福祉士が35%以上配置されている場合
2	サービス提供体制 強化加算(Ⅱ) <u>18円/日</u>	介護職員の総数のうち、介護福祉士が60%以上配置されている場合
3	サービス提供体制 強化加算(Ⅲ) <u>6円/日</u>	次のいずれかを満たす場合 ①介護職員の総数のうち、介護福祉士が50%以上配置されている場合 ②介護・看護職員の総数のうち、常勤職員が75%以上配置されている場合 ③サービスの直接提供職員の総数のうち、勤続年数7年以上の経験者が30以上配置されている場合
4	夜勤職員配置加算(Ⅰ) <u>13円/日</u>	・夜勤を行う看護師若しくは准看護師又は介護職員(以下、看護・介護職員)の総数が基準以上の場合、又は、一定以上の見守り機器を導入し、安全活用するための検討等が行われている場合
5	夜勤職員配置加算(Ⅲ) <u>15円/日</u>	・上記(Ⅰ)に加え、夜間時間帯において、看護職員又は喀痰吸引等実施できる介護職員が配置されている場合
6	看護体制加算(Ⅰ) <u>4円/日</u>	・常勤の看護師を1名以上配置している場合
7	看護体制加算(Ⅱ) <u>8円/日</u>	・看護師若しくは准看護師の基準以上の配置と、24時間の医療連携体制が確保されている場合
8	看護体制加算(Ⅲ)イ <u>12円/日</u>	・看護体制(Ⅰ)を満たす上で、前年度又は前3か月の利用者総数のうち、要介護3～5の割合が70%以上の場合
9	看護体制加算(Ⅳ)イ <u>23円/日</u>	・看護体制(Ⅱ)を満たす上で、前年度又は前3か月の利用者総数のうち、要介護3～5の割合が70%以上の場合
10	緊急短期入所受入加算 <u>90円/日</u>	・計画的に行うこととなっていない短期入所を緊急的に行う場合(7日又は14日が限度)

11	医療連携強化加算 <u>58円／日</u>	手厚い看護体制のもと、協力医療機関・急変時対応など定め、医療ニーズの高い重度者への対応を計画的に行っている場合
12	看取り連携体制加算 <u>64円／日</u>	(死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度) 次の①②のいずれかを満たした上で、③に適合する場合 ①看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)イもしくはロを算定している ②看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)イもしくはロを算定しており、かつ、短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所、訪問看護ステーションもしくは本体の看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保している ③看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して当該対応方針の内容を説明し、同意を得ている
13	認知症専門ケア加算(Ⅰ) <u>3円／日</u>	対象の利用者が1/2以上であり、認知症介護に係る専門的研修を修了した職員が一定数以上配置され、かつ認知症ケアに関する技術的指導等を定期的に行っている場合
14	認知症専門ケア加算(Ⅱ) <u>4円／日</u>	認知症専門ケア加算(Ⅰ)の基準に適合し、認知症介護指導に係る専門的研修を修了した職員が1名以上配置され、認知症ケア指導等の実施や、介護職員・看護職員毎に研修計画を作成・実施している場合
15	送迎費 <u>184円／片道</u>	自宅・施設間の送迎を行う場合(片道あたり)
16	生産性向上推進体制加算(Ⅱ) <u>10円／月</u>	以下の1)～4)を満たしている 1)委員会の取り組み - 生産性向上に関する4項目を継続的に実施(課題の抽出・改善策の検討・実施計画の策定・結果の共有) 2)介護機器の活用 3種類のうち1種類以上を導入(見守り機器・インカム等コミュニケーション機器・介護ソフト等) 3)研修の実施 - 生産性向上・ICT活用・業務改善に関する職員研修を計画的に実施 4)厚労省への実績報告 - 生産性向上に関する評価項目1～3(取り組み状況・委員会運営・機器導入)を事業年度ごとに1回報告
17	生産性向上推進体制加算(Ⅰ) <u>100円／月</u>	以下の1)～5)を満たしている 1)委員会の取り組み - 加算(Ⅱ)の①に1項目追加(計5項目)、継続的实施(「職員間の役割分担に関する検討・研修を実施」を追加) - 介護助手の活用や業務移管による効率化も評価対象

	生産性向上推進体制加算 (Ⅰ) ～続き～	2) 介護機器の活用 ・見守り機器は全てを導入 ・見守り機器は全ての居室に設置が必要 ・機器の活用状況を委員会で定期的に検証 3) 研修の実施 ・加算(Ⅱ)の研修に加え、成果分析や業務分担改善に関する研修を実施 4) 厚労省への実績報告 ・加算(Ⅱ)に④に2項目追加(評価項目1～5)、事業年度ごとに報告(「成果」及び「改善計画」を追加) 5) 生産性向上の成果報告 ・下記3項目全てで成果が確認できること 総業務時間・超過勤務時間の短縮 年次有給休暇取得日数の維持・増加 利用者満足度・認知機能の悪化がみられないこと
18	介護職員等処遇改善加算	・基本サービス利用料金と加算・費用のうち、該当するものの合計金額に対しての Ⅰ(イ) ; 16.3% Ⅰ(ロ) ; 17.6% Ⅱ(イ) ; 15.9% Ⅱ(ロ) ; 17.2% Ⅲ ; 13.6% Ⅳ ; 11.3% ※加算率は、事業所の職員体制等により定められた率を適用

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※ 各加算項目は、ご入所者の身体状況やサービス体制により発生します。

2) 介護給付 対象外部分

※ 以下のサービスについては、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

【水明園・みよしの 共通】

1	食 事 (食 費)	・ 栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 ・ 食事時間は、朝食 7:00 昼食 12:00 夕食 18:00 からとなっています。 << 料金 ; 1食につき >>		
		【～令和 8年 7月 31日】		
		非課税世帯の方	朝食 321 円	昼食 562 円 夕食 562 円
		課税世帯の方	朝食 350 円	昼食 600 円 夕食 600 円
		【令和 8年 8月 1日～】		
		非課税世帯の方	朝食 341 円	昼食 602 円 夕食 602 円
		課税世帯の方	朝食 370 円	昼食 620 円 夕食 620 円

2	介護保険給付の支給限度を超えるサービス	介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。 《料金 支給限度額を超えた費用の全額》
3	レクリエーションクラブ活動	ご利用者の希望により、レクリエーション、クラブ活動に参加していただく場合、内容によっては材料代等の実費を頂く場合があります。(材料代等が必要な場合には事前にご説明します) 《料金 実費》
4	証明書の発行	当法人で発行する領収証の再発行について、手数料をいただきます。 《1 通につき 500 円》
5	取 消 料	利用日開始予定日までに、中止又は変更の申し出がなく、利用開始予定日の利用がない場合 《利用開始予定日の利用料の自己負担相当額》

【水明園】

7	居室(滞在費)	個室または多床室(相部屋)を使用して、日々の生活を過ごしていただきます。 《料金 ; 1日につき》 【～令和 8年 7月 31日】	
		個 室	1,340 円
		多床室	930 円
		【令和 8年 8月 1日～ 】	
		個 室	1,440 円
		多床室	1,030 円

【みよしの】

7	居室(滞在費)	個室または多床室(相部屋)を使用して、日々の生活を過ごしていただきます。 《料金 ; 1日につき》 【～令和 8年 7月 31日】	
		個 室	1,360 円
		多床室	960 円
		【令和 8年 8月 1日～ 】	
		個 室	1,460 円
		多床室	1,060 円

- ※ ご利用者がまだ要支援、要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の要介護5相当額の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。又、居宅サービス計画及び介護予防支援計画が作成されていない場合も償還払いとなります。
- ※ 償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ※ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている方は、認定証に記載している負担限度額とします。
- ※ 社会福祉法人による利用者負担軽減制度を受けている方は、確認証に記載している減額割合とします。